

## 旭市公共施設等管理統括会議設置要綱

平成26年7月22日

旭市訓令第8号

(設置)

第1条 本市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、旭市公共施設等管理統括会議（以下「統括会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 統括会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公共施設等総合管理計画の策定に関すること。
- (2) 公共施設等総合管理計画の適正な推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共施設等の管理に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 統括会議は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は、副市長をもって充てる。

3 会員は、教育長及び別表に定める職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、統括会議を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 統括会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、その所掌事務を遂行するため必要に応じて、副会長が招集することができる。

2 会長は、必要と認めるときは、関係職員又は職員以外の者を出席させ、その意見を聴取することができる。

(専門部会)

第6条 市長は、公共施設等を機能別に分類し、調査又は研究する必要があるときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の構成及び運営に関する事項は、市長が別に定める。

3 専門部会の庶務は、機能分類施設を主管する課が処理する。

(庶務)

第7条 統括会議の庶務は、行政改革推進課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、統括会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年6月22日訓令第10号）

この訓令は、公示の日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	職名
当該事務に関連する課の長	秘書広報課長
	行政改革推進課長
	企画政策課長
施設を所管する課の長	総務課長
	財政課長
	市民生活課長
	環境課長
	保険年金課長
	健康管理課長
	社会福祉課長
	子育て支援課長
	商工観光課長
	農水産課長
	建設課長
	都市整備課長
	下水道課長
	水道課長
	教育委員会庶務課長
	教育委員会学校教育課長
	教育委員会生涯学習課長
	教育委員会体育振興課長
	消防長
	総合病院国保旭中央病院事務部施設課長